

公益財団法人岩手県林業労働対策基金無料職業紹介事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)第33条の規定に基づき、公益財団法人岩手県林業労働対策基金無料職業紹介所(以下「本所」という。)が行う無料の職業紹介事業(以下、「職業紹介事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(求人の申込み)

第2条 本所は、第14条に関する限り、すべての求人の申込みを受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないことがある。

- (1) 申込みの内容が職業安定法、男女雇用機会均等法に違反している場合
- (2) 労働条件を明示しない場合
- (3) 賃金及び労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合

(求人の申込手続)

第3条 求人者は、所定の求人票により、求人者又はその代理人の来所若しくは郵便、ファックス、電子メールで申し込まなければならない。

2 本所は、紹介の実施について緊急の必要があるため、求人者があらかじめ書面の交付ができないときは、求人者に当該明示すべき事項を書面以外の方法により明示を求めることができる。

(労働条件の明示)

第4条 求人者は、求人の申込みにあたり本所に対し、また、本所は、紹介にあたり求職者に対し、その従事すべき業務内容及び賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールにより明示しなければならない。

(求職の申込み)

第5条 本所は、第14条に関する限り、すべての求職の申込みを受理するものとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は、これを受理しないことができる。

2 求職の申込みは、所定の求職票により、本人が来所若しくは郵便、ファックス又は電子メールで行わなければならない。

(紹介の原則)

第6条 本所は、求職者に対し職業安定法第2条に規定される職業選択の自由を踏まえ、求職者の希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう努めなければならない。

2 求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければな

らない。

(紹介の手続き)

第7条 本所の紹介による職業のあっせんは、紹介状を発行し、求人者からその採否結果の通知を求めるものとする。

2 無期雇用就職者のうち、6ヶ月以内に離職した者の人数の報告を求めるものとする。

(労働争議に対する不介入)

第8条 本所は、労働争議に対する中立の立場から、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

(職業紹介担当者)

第9条 本所の職業紹介事業は、公益財団法人岩手県林業労働対策基金理事長(以下「理事長」という。)が、その役・職員の中から職業紹介責任者及び職業紹介担当者を定め、その業務を行わせるものとする。

(求職者又は求人者からの適切な苦情処理)

第10条 求職者又は求人者からの苦情(あっせんを行った後の苦情を含む。)に迅速、適切に対応することとし、そのための体制の整備及び改善向上に努めること。また、苦情に対応した場合には、守秘義務等に配慮した上で、苦情を申し出た者に対して、適切に結果についての報告等を行うものとする。

(秘密の保持の厳守)

第11条 職業紹介責任者及び職業紹介担当者は、職業紹介の業務上、求職者又は求人者から秘密に該当する個人情報を知り得た場合は、これをほかに漏らしてはならない。

(個人情報の適正管理)

第12条 求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 求職者の個人情報の適正な管理に関し必要な事項は、別に定める。

(差別的取り扱いの禁止)

第13条 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由にして、差別的な取扱いを一切行ってはならない。

(職業紹介の取扱職種の範囲等及び職業安定法に基づく事業の運営)

第14条 本所が行う職業紹介の取扱職種は、林業の職業、取扱地域は、求人については岩手県内、求職については国内とし、職業紹介事業はすべて職業安定法及び関係法令並びに通達に基づいて運営するものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、無料職業紹介事業の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月25日から施行する。